

## 重要な会計方針

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

すべての業務において費用進行基準を採用しておりますが、これは、中期計画及び年度計画において、業務の実施と運営費交付金との対応が明確にされていないことにより、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難なためであります。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	5～60年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（4～5年）に基づいております。

### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

役職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

### 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### 貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

### 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考にしております。

### 6. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### 8. 重要な会計方針の変更

#### ◆独立行政法人会計基準

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 平成19年11月19日）及び（「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成20年2月最終改訂））を適用しております。独立行政法人会計基準の改訂に伴う重要な会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は次のとおりであります。

#### (1) 引当外賞与見積額

当事業年度から財源措置が運営費交付金により行われるため引当金を計上していない賞与見積額を行政サービス実施コスト計算書に「引当外賞与増加見積額」として計上しております。これにより、前事業年度までの方法に比べて、行政サービス実施コストが340,952円減少しております。

#### (2) 資本及び純資産

当事業年度の純資産については、従来の資本と表示名称を変更しております。これによる損益への影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は44,947,715,623円であります。